



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



●**とき** 2月5日、12日、19日、26日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます

●**ところ** 総合福祉センター保健棟

●**必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）

風しん予防接種の費用を助成

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、赤ちゃんに感染し、耳が聞こえにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。妊娠した女性と赤ちゃんを守るために町では予防接種の費用を助成しています。予防接種は、各医療機関で予約の上接種し、後日役場へ費用申請をしてください。

●**助成対象者** 町に住民登録があり、①20歳以上50歳未満の人で妊娠を予定又は希望している女性②妊娠をしている女性の夫（若しくは胎児の父親）

●**対象期間** 平成26年3月31日（月）まで

●**助成額** 麻しん風しん混合（MR）ワクチンまたは、風しん単独ワクチン接種に係る費用（1回分）を全額助成（ただし、1万円を上限とし、風しん抗体検査費用は含まない）

●**必要なもの** 申請書、接種費用の領収書の原本（コピー不可）、印かん、預金通帳（ゆうちょ銀行除く）※妊娠している女性の夫や胎児の父親が接種した場合は母子手帳が必要です

乳幼児健診・相談

2月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

●**とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください

●**ところ** 総合福祉センター保健棟

●**内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



健診内容	期 日	対象児
4か月健診	2月13日（木）	平成25年9月19日から 平成25年10月16日生まれ
7か月健診	2月27日（木）	平成25年6月28日から 平成25年8月1日生まれ
12か月健診		平成25年2月1日から 平成25年2月28日生まれ
1歳半健診	2月6日（木）	平成24年7月10日から 平成24年8月6日生まれ
3歳児健診		平成23年1月10日から 平成23年2月6日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	2月26日（水）	平成25年12月24日から 平成26年1月27日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

ワールドカップ観戦渡航予定者は黄熱の予防接種を

黄熱とは、中南米地域の風土病で、蚊に刺されることで感染する病気です。発熱、寒気、頭痛、吐き気などの症状を伴い、場合によっては、死に至ることもあります。黄熱の予防接種は事前予約制です。



希望者が多い場合は、希望日に接種できないことがあります。早めの予約をお勧めします。

▷対象者…ワールドカップ観戦でブラジル渡航を予定している人

▷予防接種費用…1万円程度

接種場所	接種日時	問い合わせ電話番号
福岡検疫所	毎週水曜日午後1時30分から	(092) 291局3585番
門司検疫所支所	第1火曜日午後1時30分から	(092) 291局3585番
福岡空港検疫所支所	毎週木曜日午後1時30分から	(092) 477局0210番

Support

国保の
そこが知りたい

国保からの
お知らせです

役場保険年金班 ☎42局2111番



交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

警察と

役場保険年金班に
必ず届け出を

交通事故に遭ったら、すぐ

に警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課保険年金班にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません。」と言われることがありますので、注意しましょう。

●必要なもの 保険証、印かん、事故証明書

①まず落ち着いて

落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。けが人の救護等が優先です。

②相手を確認

ナンバー確認のほか、運転免許証、電話番号、自賠責・任意保険の事項等を記録しましょう。



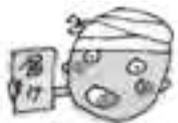
③必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはいけません。後日、「交通事故証明書」が必要になります。同時に国保へ届けることも。



④示談は国保へ届け出してから

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが第一ですが、万一のための心掛けは、しっかり持つておきましょう。

医療費は加害者が
負担します

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担するべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

示談をするときには
慎重にしましょう

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまうと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。そうなると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。内容によっては被害者の人に治療費を返還していただく場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

国保税は
しっかり納めましょう

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる場合がありますので、お気を付けてください。



交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、特別な事情がない限り、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。